

# 農耕トラクタの特殊車両通行許可のエリア一括申請

○ 規制改革実施計画等を受け、農耕トラクタの特殊車両通行許可について、道路管理者(市町村)の判断で、継続的にエリア一括申請(市町村が定めるエリア内の通行の許可を包括的に申請)を受理・審査することができることとし、道路管理者の判断基準、手続等を通知する(令和4年度末)。

## 道路管理者(市町村)

### ② エリア一括申請の受理の可否の判断

#### ○ 判断基準

- ・道路構造、交通量、農耕トラクタの寸法等を踏まえ、交通の危険防止等が図られること。
- ・道路管理者の審査体制、想定される申請数等を踏まえ、円滑な審査が図られること。

受理可と判断した場合

### ③ 対象エリア等(エリア・道路、車両、申請先等)の決定

受理不可と判断した場合

### ④ 他の道路管理者への協議

## 道路管理者(国、都道府県、他市町村)

### ⑤ 受理の可否の回答

## 農業関係団体

### ⑥ 農業関係団体に対するエリア一括申請の受理の可否の報告

## 道路管理者(国)

### ⑧ 対象エリア等の公表

### ⑦ 対象エリア等の公表・国への連絡

## 対象エリア等の記載例

### ○ 対象エリア・道路

- 町の赤枠内(山間部除く)の国道、道道、町道計●km  
(1台あたりの手数料●円)

### ○ 対象車両

幅3.5m以下、かつ、長さ20m以下

### ○ 申請先・申請方法

国へのオンライン申請

●●町地図

